

米国国務省

タンザニア

2001 年国別人権状況報告書

2002 年 3 月 4 日民主主義・人権・労働局発表

タンザニア連合共和国は複数政党制国家であり、2000 年に行われた大統領および国会議員を選出するこの国で 2 度目の複数政党制国政選挙で再選された本土の大統領 Benjamin Mkapa を長としている。与党革命党（CCM：Chama Cha Mapinduzi）は議会で過半数を大きく上回る議席を獲得した。国際監視員らは、本土での選挙は自由かつ公正で、平和的に行われたと結論付けた。ザンジバルの島々は連合共和国の政治および政党構造に組み込まれているが、ザンジバル政府は独自の大統領と議会を持ち、かなりの自治権を行使している。2000 年 10 月に大統領および国会議員選挙がザンジバルで行われた。しかし不正行為、有権者への脅迫、政治的動機による暴力によって投票は台無しとなった。投票は 16 の選挙区で無効とされ、2000 年 11 月に改めて投票が行われた。野党市民統一戦線（CUF：Civic United Front）は抗議として再投票をボイコットした。与党 CCM 党と野党 CUF 党は、2000 年の選挙とその後の暴行に関連した未解決の問題を解決しようと今年一年を通じて対話を行った。両党は 10 月、ザンジバルに複数政党制民主主義の基礎を築くことを目指した協定に達した。国の司法は正式には独立しているが、腐敗していて能率が悪く、行政の干渉を受けている。

警察は法と秩序の維持に主な責任を有する。以前は「Sungusungu」として知られる市民による防犯グループおよびパトロール隊によって支援されていた。Sungusungu は農村地域で今も活動しているが、都市部からは実質的に姿を消した。大部分の難民キャンプには、難民からなる Sungusungu グループがあり、準公式治安部隊の役目を果たしている。軍隊はタンザニア人民防衛軍（TPDF：Tanzanian People's Defence Force）で構成されている。民兵野戦軍（FFU：People's Militia Field Force）は国家警察直轄の 1 部門である。治安部隊は完全に政府の統制下にあってこれに対応する。治安部隊はたびたび人権侵害を犯した。

農業は人口およそ 3,500 万に対する雇用の 82 パーセントを提供している。綿花、コーヒー、カシュー、サイザル麻、紅茶、宝石の原石が大部分の輸出収入を占める。工業部門は小さい。農業政策の自由化、国有企業の民営化、対外債務支払の繰り延べ、為替レート of 自由化など 1986 年以來取り組まれている経済改革は、経済成長を刺激するのに役立ち、現在インフレ率が減少している。2000 年の国内総生産(GDP) は 74 億 5,000 万ドルで、一人当たりの GDP は 234 ドルであった。GDP の成長率は 4.9 パーセントであった。政府が財政運営の改善を図る一方、蔓延する汚職が経済の発展を抑制している。

政府の人権記録はひどいものであった。2、3 の地域では改善が見られたとはいえ、特にザンジバルではまだ重大な問題が存在していた。ザンジバルにおける市民の政府を変える権利は、2000 年に市民の自由の侵害と制限により厳しく束縛されたが、政府は次期選挙に向けもっと開かれた透明性のあるプロセスを確保するために野党と対話を行った。政府と CUF は、1 月にザンジバルで行われたと報告された虐待事件を調査する合同委員会を設立することで意見が一致した。警察は数人を殺害し、警官らは逮捕・尋問の際またその後も容疑者をたびたび脅迫したり、虐待したり、時には殴打したりすることもあった。ザンジバルでは警察が拷問を行ったとの報告があった。全国的に刑務所の状況が苛酷で生命を脅かすものであることに変わりはなかった。恣意的な逮捕・拘禁や長期にわたる拘禁は依然として問題であった。政治的敵対勢力のメンバーや支持者らに対する警察による嫌がらせは、政府と野党の間で成立した 10 月の和解協定の後に著しく減少した。非能率的で腐敗した司法制度では、迅速で公正な裁判が行われないことも多かった。蔓延する汚職は人権に広く影響を及ぼし続けた。政府は市民のプライバシーの権利を侵害し、言論および報道の自由と集会および結社の自由を制限した。政府は、政府官僚と政党役員 of 4 名は非市民であるため、もはやその地位を保持することはできないと言明した。警察は 1 月、ザンジバルとダルエスサラームにおいてデモを解散させるために過剰な力を行使した。その結果多数の死者や怪我人が出て、2,000 人以上が強制退去させられた。タンザニア西部では相変わらず難民に対する著しい憤懣があった。しかし地元の人々を加えた政府と援助資金提供者のアウトリーチの努力のおかげで関係に幾分改善が見られた。過去数年間、政府は国内人権グループの設立を妨害したが、今年こういったことがあったという報告はなかった。政府は人権委員会を設立する法案を承認した。委員会が設立されたのは今年の後半になっ

てからのことで、年末までに事件の審理は一切行われなかった。政府は、この国の HIV/AIDS 感染者に対する差別に対処するためにタンザニア国会議員エイズ同盟 (TAPAC : Tanzania Parliamentarians AIDS Coalition) を今年創設した。女性に対する暴力と差別および女性性器切除 (FGM : female genital mutilation) は依然深刻な問題であった。難民キャンプの女性は大人も子供もひどいレベルのレイプや虐待を受けていた。児童虐待および児童売春も問題であった。政府は労働者の権利を侵害し続け、児童就労はなくならなかった。政府は、最悪の形態の児童労働に関する国際労働機関 (ILO : International Labour Organization) 第 182 号条約を今年批准した。暴徒の正義 (mob justice) は相変わらず厳しく広くはびこっていた。

## 人権の尊重

### 第 1 節 以下の状態からの解放含めた人格の統合の尊重

#### a. 恣意的または不法な生命の剥奪

今年警官らは数人を殺害し、デモを解散させるために過剰な力を行使した。これによりデモ参加者と傍観者から死者が大勢出る結果となった (第 2.b 節参照)。

予定されていたデモが起こる前日の 1 月 26 日、ザンジバルの警官隊がモスクの外で口論があった際に発砲し、CUF のメンバー 1 人を殺害、もう 1 人を負傷させたことを警察は確認した。警察に対して何らかの措置が取られたかどうかは分からなかった。警察は 1 月 27 日にザンジバルとダルエスサラームでデモを強制的に解散させた。24 人から 70 人ほどの人が死亡、かなりの人数が拘禁された (第 1.c、1.d、1.f、2.b 節参照)。

前年とは異なり、拘禁中または刑務所内の暴力による死亡は伝えられなかった。2000 年にモシ刑務所で死亡した囚人に関して調査または措置は一切行われなかった。警察は責任を認めなかったが、犠牲者はひどく殴られ恐らく絞め殺されたのだろうということが検死解剖で明らかになった。拘禁中の死亡の報告は今年はゼロであった。

イリンガの FFU の将校が「開発税 ( development levy )」を払わないという理由で 1 人の男性を殴って死に至らしめた罪で告発された 2000 年 5 月の事件、および警察が再拘禁中の囚人を殺害した 2000 年 6 月の事件に関して、何らかの調査または措置が取られたという報告はなかった。

シンヤンガで魔女を殺した罪で告発された 5 人を Sungusungu のメンバーが殺害した 1999 年の事件はまだ地方当局により調査中で、年末までにそれ以上の措置は取られなかった。

報告によると、1999 年に起きた次の殺害事件、すなわち盗みの報復として一市民が殺された 10 月の事件および拘禁中の囚人が殴られて死亡した 2 月の事件に責任のある治安部隊のメンバーに対して何も措置は取られなかった。

7 月 27 日、タリメ ( Tarime ) 地区 ( タンザニア北西部 ) において Walyanchoka 一族と Waanchari 一族のメンバーの間で勃発した激しい衝突の後 10 人が死亡した( 第 5 節参照 )。

容疑者に対する暴徒の正義の事例で依然として何十人も死亡していた。今年一年を通してメディアは暴徒が窃盗の容疑者らを殺害した事件を数多く報道した。容疑者らは石を投げられたり、リンチを加えられたり、殴り殺されたり、ガソリンをかけられて火をつけられたりした。前年はこのような事件があまりに多く発生したため、新聞では自動車事故やその他の不運な事故と一緒に扱われることが多かった。

広くひろまった魔法信仰により、魔女だとされた人々が彼女らの「犠牲者」、虐げられた親族、または暴徒によって殺害されることになる場合があったが、このような報告の数は今年減少した。政府官僚はこれらの慣行を批判し、逮捕が何件かあった。魔女殺害または暴徒の正義の加害者のほとんどが逮捕を免れ、政府は今年予防策を講じなかった。

ブルンジおよびルワンダ難民の一部が行ったとされる暴力に絶え間ない関心があった。とはいえ 1999 年以降このような暴力は減少してきている ( 第 2.d 節参照 )。前年には、地元の役人は殺人や強盗は難民の仕業だと不平を言っていたが、今年そのような報告はなかつ

た。広く報道されている事件では、ブルンジ難民は 1999 年に地元の教師を殺害した罪で告発され、ある男性集団がその報復として約 50 人の難民女性をレイプした。

1998 年 8 月 7 日にダルエスサラームの米国大使館を爆撃した罪で告発されたあるタンザニア市民は、今年裁判のために南アフリカから米国に引き渡され、そこで彼は有罪判決を受けた。

今年警察は、タンザニア労働党 (TLP : Tanzania Labor Party) の議長である Augustine Mrema と弁護士環境行動チーム (LEAT : Lawyers' Environmental Action Team) の長である Nshala Rugemeleza を 1996 年の事件、すなわち、カハマ炭坑会社 (Kahama Mining Corporation) によって現場から強制退去させられた後に坑道が埋められた時 30 人もの地元坑夫が生き埋めにされた可能性のある事件の関連で逮捕した (第 1.d 節参照)。この事件は今年ますます悪評を高め、LEAT は報告されている殺害事件について独自の調査を行うよう政府に強く求め続けた。

#### b. 失踪

政治的動機による失踪に関する報告はなかった。

11 月にブルンジ人反逆者がタンザニアの難民キャンプから 107 人の子供を誘拐した。しかし、一部の報告が示すところによれば、子供たちの親は子供たちは農園で働くと信じて連れて行かせた可能性もある (第 2.d 節参照)。

#### c. 拷問およびその他の残酷、非人道的または品位を下げるような扱いもしくは刑罰

憲法はこのような慣行を禁止しているが、逮捕・尋問の際またその後もザンジバルの警官は容疑者に拷問を加え、警官らはたびたび脅迫したり、虐待したり、時には殴打したりするという報告があった。また警察は、容疑者について拘禁されていない家族から情報を得るために同じ手段を用いた (第 1.f 節参照)。警察と治安部隊は、大集会を解散させるためおよび公開処刑の方法として殴打、催涙ガス、およびその他の肉体的虐待の形を使った (第

2.b 節参照)。政府官僚は普通これらの慣行を批判してはいるけれども、政府がこういった虐待のかどで警官を起訴することはめったにない。

警察の残虐行為事件は今年発生し続けた。度重なる報告によれば、警察はザンジバル、とりわけペンバ島で、殴打およびむち打ちを含め拷問を行ったという。1月と2月にペンバにおいて、政治的デモを解散させるために警察が力行使した際、殴打およびレイプを含む警察の残虐行為が蔓延したという確かな報告があった(第2.b 節参照)。2000年には警察が歩行者、自転車に乗っている人および自動車の運転手を交差点で止め、手当たり次第殴打するという報告が数多くあった。しかし、今年このような報告はなかった。

警察監察官は8月1日、「ひどく規律が欠如」しているとされる理由でペンバの警官5人を免職にすると発表した。

8月24日、イスラム教徒抗議者によるデモが暴徒化して27人が負傷し、警察は抗議者を解散させるために催涙ガスを用いた(第2.b および 2.c 節参照)。

2000年に起きた事件、すなわち、ザンジバルで野党役員が殴打され、報告された拷問が加えられた11月の事件、警察が被拘禁者のあごの骨を折ったと伝えられる11月の事件、ザンジバルのストーンタウンでCUFの役員数名が殴打された11月の事件、ペンバで逮捕者数人が負傷した10月の事件、ザンジバルでCUFの反対派活動家らが殴打され、催涙ガス、ゴム弾、実弾が使用された10月の事件、ザンジバルのストーンタウンにあるダラジャニ(Darajani)地区で集会およびデモが行われた際デモ参加者と傍観者の両方が殴打され、過剰な力が行使された10月の事件、CCM党に有利になるよう投票が不正操作された疑いがあることについて開票センターで口論があった時、党の副議長であった対立候補のFortunatus Mashaが殴られた10月の事件、CUF会議中に1人の男性が殴られた10月の事件、6人のCUF支持者が撃たれた10月の事件、拘禁中の男性が殴られた10月の事件、ザンジバルのストーンタウンで殴打および警察の残虐行為があった4月の事件、何百人ものCUF支持者が国家への反逆の罪で告発された18人のCUF支援者の裁判の傍聴を認められなかった時に起こった暴動を鎮圧するために催涙ガスが使用された1月の事件(第1.d 節参照)、ペンバのウエテで午後7時の夜間外出禁止令開始時間に違反した人が殴

打された事件（第 2.d 節参照）以上の件において行われた拷問、殴打、またはその他の虐待に責任がある治安部隊のメンバーに対して調査も措置も行われなかった。

蔓延する汚職は警察内の重大な問題である（第 1.d 節参照）。政府は今年このような悪習を止めさせ、これを処罰するためにある手段を講じた。警察監察官は 6 月、警察の職務遂行能力を向上させ警察内の汚職と闘うために、警察の大再編を行った。これには不正行為の疑いによるものも含めて警官を全国的に異動することが含まれた。監察官は 11 月と 12 月、地域レベルで警察指揮官の再編成を続けた。これらの措置と汚職防止局（Prevention of Corruption Bureau：警察の汚職に対処する任務を負った効果的でない警察の単独部門）の活動にもかかわらず、今年警察の汚職について市民社会グループから多くの苦情が寄せられた。警察および裁判制度に対する信頼の全般的な欠如により、この報告期間を通じて暴徒の正義の発生率が高まる結果となった。7 月ダルエスサラームにおいて、警察は地元のビジネスマンへの嫌がらせや買収で告発された警官の内部調査を始めた。警察のスポークスマンは、この警官が有罪であることがわかれば、警察は懲罰的手段を取るだろうと述べた。しかし、年末までに何の措置も講じられなかった。

民兵法（People's Militia Laws）は準法的地位を昔からある Sungusungu の人々と村の防犯グループに与える。Sungusugu は特にタボラ、シンヤンガ、ムワンザの地域や難民キャンプなどの農村地域に今でも存在していて、そのメンバーは、逮捕権を含め、警官に与えられるのと同等の付加的特権を持っている。Sungusugu のメンバーは見返りに一切の乱用の責任を問われることになっている。

ブルンジ難民の一部が行ったとされる犯罪活動が増加した結果、ブルンジ難民に対する著しい憤懣があった。1999 年カスル（Kasulu）において、薪を集めていたブルンジ難民の女性およそ 50 人が地元の教師が殺された報復として村人たちに襲われレイプされたとされている（第 2.d 参照）。男性 11 人が 1999 年のレイプ事件で逮捕された。その訴訟は細かい専門的な事柄によって 2000 年 12 月に取り下げられた。警察は下級判事の決定をタボラ高等裁判所に抗告した。高裁は却下を覆し、再審するようこれを下級裁判所に差し戻した。キゴマでの再審は年末の時点でまだ係争中であった。

一部の武装したブルンジおよびルワンダ難民によって行われたとされる暴力に絶え間ない関心があったものの、このような暴力は 1999 年以来減少してきている。地元の役人は、難民キャンプ周辺の地域で難民たちにより行われた山賊行為、凶器を使った強盗、凶悪犯罪の事件を伝えた（第 5 節参照）。難民キャンプの女性は大人も子供もひどいレベルのレイプや虐待を受けていた（第 2.b および 5 節参照）。難民の何人かがキャンプ内で他の難民を殴ったりして、自警団の正義を行ったという確かな報告があった（第 2.d 節参照）。

8 月、モロゴロ地域のマンガエ（Mangae）で農民とマサイの牧畜民が衝突した。この事件で 6 人の農民が重傷を負った（第 5 節参照）。

12 月末、ザンジバルタウンで人気のバーのトイレで爆発物が爆発し、4 人が怪我をした。そのうち 2 人は重傷であった。別の不発の爆発物が付属のゲストハウスの部屋で発見された。地元住民の話では、バーとゲストハウスでは酒が出され、売春婦斡旋が行われていたため狙われたということであった。年末の時点でこの事件に関するさらに詳しい情報は入手できなかった。

年末までにザンジバルのストーンタウンにある学校で起きた 2000 年の爆弾爆発事件に対する犯行声明を出したグループはなかった。この学校は 2000 年 11 月の再選挙の投票所として使用されていた（第 3 節参照）。

刑務所の状況は苛酷で生命を脅かすものであることに変わりはない。政府官僚は、刑務所は過密で生活環境は劣悪であることを認めた。刑務所の収容定員 2 万 1,000 人に対し、実際の刑務所人口はおよそ 4 万 3,000 人である。このうちの約 40 パーセントは再拘禁者である。政府は刑務所を拡張しているところであるが、その努力は増え続ける囚人の数に追いつかない。政府は刑務所拡張プログラムまたは正確な過密の程度に関する統計を今年発表しなかった。混雑緩和の手段として、仮釈放されたり執行猶予付きの判決を受けたりする者もいる。Mkapa 大統領は 12 月、タンザニア独立記念の伝統的な祝賀の一環として 4,000 人以上の囚人に恩赦を与えた。これも刑務所の混雑緩和に役立った。囚人に配給される日々の食事の量では必要な栄養が摂取できず、さらにこの食事量も決まって与えられるわけではない。有罪判決を受けた囚人は外部から食べ物を受け取ることが認められてお

らず、家族に知らせることなく別の刑務所に移されることもよくある。

刑務所の医務室は限られた治療しか施さないで、一般に囚人の友人や家族が医薬品やそれを買うためのお金を用意しなければならぬ。赤痢、マラリア、コレラといった重大な病気の発症率は高く、大勢の死者を出している。看守による囚人への殴打・虐待の報告は今年減少した。前年とは異なり、囚人が他の囚人の前で裸にされて不法所持品を調べられたという報告はなかった。裁判前の被拘禁者は有罪判決を受けた囚人と一緒に留置されているが、外部から食べ物を受け取ることは認められている。

アムネスティ・インターナショナルは 2000 年に刑務所を訪れ、国家への反逆罪で拘禁された 18 人の CUF の囚人はザンジバル中央刑務所 (Zanzibar Central Prison) にいる間適切な治療を拒否されていたと伝えた(第 1.d 節参照)。しかし、赤十字国際委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)はその囚人達のもとを訪れ、彼らは同じ場所に拘禁されている他の囚人よりも良い食事、治療を与えられ、場所にもゆとりがあったと伝えた。モシ刑務所の囚人 1 名が 2000 年に死亡した。刑務所の職員は死亡の原因は結核とエイズであると主張したが、検死解剖から犠牲者はひどく殴打されていたことが判明した。

刑務所法 (Prison Act) は囚人を年齢と性別に基づいて分けるよう義務付けており、実際のところ女性の囚人は男性の囚人とは別に拘置されている。拘置所 (remand prison) に送られた女性たちは、裸で寝ることを強いられ、看守から性的虐待を受けていると伝えている。未成年者は刑務所法と青少年法 (Young Persons Ordinance Act) の両方の下で保護されている。後者も年齢に基づいて分けることを義務付けている。しかし、未成年者に与える資源は限られていて、タンザニアには未成年拘禁施設が 2 つしかない。結果として未成年者は常に成人から分けられているわけではないというのが実際である。

地元の非政府組織 (NGO) は刑務所の状況を監視することを許可されているが、政府は国際 NGO にはその許可を与えていない。ICRC は今年ザンジバルとペンバの 2 つの刑務所の訪問を許可された。ICRC の職員は、1 月の暴力事件に関連して拘禁されている 52 人と面会した (第 1.a および 2.b 節参照)。ICRC はタンザニア西部で投獄されている戦闘員ら

も訪ねた。さらに、手術用備品、財政支援、研修をブルンジやコンゴ民主共和国からの戦傷者を受け入れるこの地域の医療施設に提供した。国連難民高等弁務官（UNHCR：U.N. High Commissioner for Refugees）は、特殊な難民を拘置する小規模な刑務所の状況を監視した。前年とは異なり、政府はUNHCRにダルエスサラームの難民を拘置している刑務所への訪問を許可した。

d. 恣意的な逮捕、拘禁または国外追放

恣意的な逮捕および拘禁は問題である。法律は、予防拘禁法（Preventive Detention Act）に基づく国家の安全上の被拘禁者を除き、犯罪で逮捕された人物は24時間以内に裁判に付されることを義務付けているが、実際のところ警察は順守しない場合が多い。前年とは異なり、本土とザンジバルの当局は煽動的であると見なされる行為による政府の反対者の逮捕はしなかった。

警察は無実の人々を逮捕したり、架空の犯罪で告発したり、賄賂によりその罪状を撤回したり軽減したりすることがあるという報告があった。政府は今年立場を乱用した警察の処罰を続けた。

法律は、保釈の権利を制限し、保釈が許可される際には移動および結社の自由に厳しい条件を課している。未処理分があるため、平均的な事件で裁判までに2、3年もしくはそれ以上かかる（第1.e節参照）。監視員の推定によると、最終的に有罪判決を受けるのは、再拘禁者のおよそ5パーセントだけで、有罪判決を受けた者は多くの場合、裁判が行われる前にすでに正式な刑に服し終えている状態である。

場合によって、告発された者は弁護士と連絡を取る権利や家族と話をする権利を拒否されている。保釈が許可されるかまたは民事、刑事のどちらとして事件が裁かれるかさえ賄賂によって決まることがよくある。警官および裁判所職員に賄賂を送ることができなかったため数年間裁判を待っている囚人についての報告がある。当局は数年間係争中の事件がいくつかあることを認めている。

ケコ (Keko) の在監者 12 人のグループが 5 月にハンガーストライキを行い、Mkapa 大統領に事件の審理を要求する手紙を書いた。殺人罪で起訴されたこの被拘禁者らは 10 年間裁判を受けることなく刑務所に入れられていると主張した。ケコ拘置所の囚人も事件の迅速な審理を強く求めて 2000 年にハンガーストライキを行っていた。

キスツ常駐下級判事裁判所 (Kisutu Resident Magistrate's Court) は 8 月、検察側が 4 年間証人を立てることができなかつたため前タンザニア労働党議長 Leo Lekamwa を釈放した。Lekamwa は 1997 年に煽動的な意図を持って憲法のコピーを踏みつけた行為で起訴された。

予防拘禁法に基づき、大統領は公の秩序または国家の安全を脅かすと考えられる人物を逮捕および保釈なしの無期限拘禁を命じることができる。この法は、政府が被拘禁者を拘禁後 15 日以内に釈放するか、拘禁の理由を彼らに知らせることを義務付けている。また被拘禁者は、90 日ごとに拘禁の理由に意義を申し立てることが認められている。予防拘禁法は何年も行使されておらず、今年も行使されなかつた。控訴裁判所は、この法は社会にとって危険であるとは見なされない者に保釈を拒むために行使することはできないと裁定したが、政府はまだ是正的な法律を導入していない。政府はこの法に基づいてさらに広い拘禁権限を持っており、それにより地方行政長官が「公共の平和を乱す」恐れのある人物を逮捕し 48 時間拘禁することが認められる。

警察は、たいてい金銭を強要する手段として恣意的な逮捕を続けていた。しかし、今年はこのような事件はかなり減少したと思われた。

1 月 25 日、警察は CUF 議長 Ibrahim Lipumba がダルエスサラームで支持者のグループに向けて演説した後に彼を殴打して逮捕・拘禁した。目撃者らによると Lipumba は、騒ぎを起こしたとして彼を非難した FFU のメンバーらと争いになった際、片方の腕と頭に怪我を負ったという。Lipumba と他の 14 人は 1 月 26 日に法廷に召喚され訴因の認否を問われた。Lipumba は予定されていた 1 月 27 日のデモが終わるまで保釈を拒まれ、1 月 30 日に保釈された (第 1.a および 2.b 節参照)。

1月25日、予定されていた1月27日のデモを阻止しようとする政府の努力の一環として、キガンボニ (Kigamboni) の国会議員 Frank Magoba を含む他の CUF メンバー50人がダルエスサラームで逮捕された(第2.b節参照)。

1月26日、ザンジバルにおいてムウェンベ・タンガ (Mwembe Tanga) モスクの外で警察が発砲し2人が死亡、27人がモスクの外およびこの地域の CUF 事務所で逮捕された(第1.a節参照)。

1月27日、報告によると警察はデモに関連してダルエスサラームで99人、ザンジバルおよびペンバで82人を逮捕した(第2.b節参照)。すぐに怪我の治療を受けた人々は退院後に警察に拘禁されたと報告された。1月のデモに関連して逮捕された被拘禁者の拘禁状況は苛酷で、5人を拘置しておく監房に40人ものが拘置されたということである。

2月初旬、報告によると CUF のリーダーである Mussa Haji Kombo と Khatib Hassan が1月のデモを組織したとして逮捕された(第2.b節参照)。2月20日、CUF 事務次長 Juma Duni Haji を含む CUF のリーダー3人も1月27日のデモを組織した罪で逮捕された(第2.b節参照)。この罪状は後に訂正され、ペンバでの警官殺害が加えられた。とはいえ、彼らは当時島にいなかったということである。3人は裁判所に向かう CUF 事務局長 Seif Shariff Hamad に同行していた時に逮捕された。Hamad は、2000年の警察との口論に付随した罪で出廷するところであった。

10月15日、1月のデモに関連して逮捕された者に対する全ての起訴が取り下げられ、被拘禁者全員が釈放された。これは10月10日に CCM と CUF の間で結ばれた和解協定の一環として行われたもので、協定は1月27日の事件に関わりのある拘禁中の者全員の釈放を求めている。

11月24日、警官は TLP 議長 Augustine Mrema と LEAT 党首 Nshala Rugemeleza を1996年にブルヤンフル (Bulyanhulu) で坑夫が殺されたという申し立ての調査における彼らの役割を理由として煽動の罪で逮捕・起訴した(第1.a節参照)。Mrema と Rugemeleza は24時間以内に釈放された。12月11日、警察はブルヤンフルでの事件に関連して未許

可のデモを挙行したかどで党のリーダーらを含め TLP の支持者 31 人を逮捕した（第 2.b 節参照）。TLP の支持者は年末までに釈放された。

12 月にザンジバルの警察は、ザンジバル政府の指定日以外に断食明けの祭典( Eid el Fitr ) の祈りを行ったとして Answar Sunna 「セクト」のリーダー 20 人以上を逮捕した。彼らは拘禁されたのち釈放された。

連合政府の警察監察官からの命令にもかかわらず、ザンジバル、特にペンバの警察は CUF メンバーおよび支持者と疑われる者にたびたび拘禁、逮捕、嫌がらせを行った。しかし、1 月 26-27 日に起きた警官と CUF 支持者との激しい衝突（第 2.b 節参照）に関して国際的な批判がなされてから、また CCM が CUF との対話を始めてから、このような虐待はかなり減少した。この対話の結果、CCM と CUF は警官に人権と市民権の指導を行うことで話がまとまった。指導は 2002 年に開始されることとなった。

前年とは異なり、本土の警察が起訴なしでペンバ島民を逮捕し、ペンバに強制的帰還させ警察に拘禁することはなかった。

前年とは異なり、警察がジャーナリストを逮捕または拘禁することはなかった。

2 月 20 日、CUF のリーダー Seif Shariiff Hamad は 2000 年 4 月にザンジバルでの CUF 室内集会の時に逮捕された件で裁判所に出廷した。Hamad に対する起訴は年末までに取り下げられた。2000 年に警察は、集会を解散させようとする警官を攻撃した者を逮捕するキャンペーンを開始して路上で大勢逮捕した。警察は家や会社に侵入し、中にいる人を殴って逮捕・拘禁し、徘徊して治安を妨害した罪で起訴した。

国家への反逆罪で告発された CUF の被告人 18 人は、有罪判決を受けることなく国家への反逆の罪で 2 年半を刑務所で過ごした後 2000 年 11 月に釈放されてはいたが、10 月 31 日、刑務所で過ごした時間に対する補償を求めて政府を相手取って民事訴訟を起こした。この件年末の時点でまだ係争中であった。

2000年12月、投票所となっていた小学校をガソリンで爆破したとして4人が逮捕されたと伝えられた。10月の和解協定の結果、4人は釈放され、起訴は取り下げされた。

2000年10月の選挙の後、ペンバではおびただしい数の逮捕が行われた。2002年10月、報告によると当局はペンバのウエテのCUF事務所で12人を逮捕し、そのうち数名が逮捕時に怪我をした。2000年11月、1件の上訴が行われた。2000年11月、報告によるとペンバのウエテのホテルでガソリンに火をつけ爆発させた罪で10人が逮捕された。2000年11月、報告によるとペンバのウエテでザンジバルの選挙委員会職員故殺の罪で6人が逮捕された。彼らの保釈金は875ドル(70万シリング)に設定されたが、被拘禁者の弁護人はこれはあまり高すぎて被告に対する「厳密な意味での保釈の拒否」に当たると主張した。2000年11月、報告によるとペンバのウエテで爆弾を爆破させた容疑で4人が逮捕された。起訴は全て取り下げられ、被拘禁者は10月の和解協定の結果年末までに釈放された。

2000年10月の選挙後に警察によって数名のジャーナリストが逮捕・拘禁された。彼らは10月の和解協定の結果釈放され、起訴は取り下げられた。(第3節参照)

1999年に当局は、Mkapa大統領夫人と彼女が運営するNGOについて名誉を毀損するような陳述を行ったとして反対派勢力のリーダーAugustine Mremaを逮捕・拘禁した。MremaはJulius Nyerere前大統領について彼が行った陳述のために煽動の罪でも起訴された。Mremaは彼が議会で虚偽の文書を提出したという主張に基づき、3件の煽動罪で2月に裁判にかけられる予定であった。残りの起訴は証拠不十分で年末までに取り下げられた。

#### e. 公正な公判の拒否

憲法は司法の独立を規定しているが、司法は腐敗し、非能率的で、行政の影響を受けている。

それでも上級裁判所は、政府からの独立をますます明確に示してきている。上級警察官または政府官僚は、人気のない裁定を下す裁判官にもはや圧力をかけたり転任命令を出した

りすることはない。しかし独立監視員は、特に下級レベルの司法は腐敗していて非能率的だと批判を続け、被告人に迅速かつ公平な裁判を行うという制度の能力を疑問視した。書記官 (clerk) は、賄賂を受け取って訴訟を開始するかどうか、被告のファイルを隠蔽するまたは誤った指示を与えるかどうかを決定した。下級判事は、賄賂を受け取って有罪か無罪かを決定したり、判決を言い渡したり、罪状を撤回したり、上訴を決めたりすることが時々あった。2000年に法務省は公式声明の中で、司法における問題には事件の審理の不当な遅延、法廷記録の証拠記録改ざん、賄賂、不適切な保釈または保釈を行わないこと、下級判事側の非倫理的行為が含まれることを認めた。控訴裁判所は1997年、1998年からの事件の未処理分が審理されるまで1999年からの事件の審理を延期した。司法倫理委員会は司法の信頼性と運営を改善するために勧告を起草する任務を負ったが、委員会は年末までに報告書を起草していなかった。委員会は不満のもとを取り除いたり、決定事項を実施したりする機構を持たず、脆弱で非能率的である。政府は司法の腐敗への取り組みにおいてはいくらか進展を見せた。裁判長が汚職の確かな証拠を手にした結果、2000年中には数人の下級判事が逮捕された。当局は6月、汚職のかどでムトワラの下級判事および裁判所の書記官1人を逮捕した。年末までにこれらの事件に関するさらに詳しい情報は入手できなかった。

法制度は英国モデルに基づいているが、民事訴訟において慣習法とイスラム法に対応するよういくつかの変更点がある。キリスト教徒は民事および刑事問題のどちらにおいても慣習法または制定法が適用される。イスラム教徒は民事問題において慣習法かイスラム法のいずれかが適用される。裁判制度は、第一裁判所 (primary court)、地方裁判所、高等裁判所、控訴裁判所からなる。弁護士 (advocate) は第一裁判所以外の全ての裁判所で依頼人を弁護する。陪審による裁判はない。裁判官の他に地方(または常駐)下級判事がいる。法律は商事裁判所、土地裁判所、住宅裁判所、軍事裁判所についても規定している。とはいうものの、軍事裁判所は独立以来使われていない。軍事裁判所は一般市民を裁かず、治安法廷 (security court) も存在しない。民事および軍事両裁判所の被告人は、判決を高等裁判所および控訴裁判所に上訴することができる。難民キャンプでは、難民の長老男性からなり abashingatahe と呼ばれるブルンジ調停評議会 (Burundian mediation councils) は、たとえ法律がこの評議会による刑事問題の審理を認めていなくても、ブルンジ難民の家庭内暴力事件を処理することがよくある (第2.dおよび5節参照)。

ザンジバルの裁判制度は全般的に本土のものと似ているが、離婚、親権、遺産などのイスラム教徒の家族問題を裁くためにイスラム法廷を保持している。ザンジバル憲法上の問題に関する訴訟はザンジバルの法廷でのみ審理される。その他全ての訴訟は国家控訴裁判所に上訴されうる。

刑事裁判は一般にも報道機関にも公開されている。裁判所は訴訟手続を非公開で行う理由を公表する義務がある。刑事被告人は上訴の権利を有する。

保釈金は裁判官によって各事件の実体上の事項に基づいて任意に定められる（第 1.d 節参照）。ただし、殺人または凶器持ちの強盗の事件には保釈はない。

法律は弁護人を依頼する権利を規定している。裁判長は謀殺、故殺、凶器持ちの強盗などの重罪で起訴された無資力被告人に弁護士を付ける。国内には数百人の開業弁護士しかいないため、軽犯罪で起訴されたほとんどの無資力被告人には弁護士が付かない。

若い犯罪者には別の施設がある。しかし、その裁判所は十分に利用されておらず、多くの未成年犯罪者は成人の裁判所で裁かれている。一部の事件は引き続きこの伝統的な裁判制度を通じて送られている。この制度では未処理分はそれほど多くないため普通の民事裁判制度よりも早く処理される。

本土の政治犯に関する報告はなかった。10月の和解協定の結果、1月のデモに関わった囚人全員に恩赦が与えられ釈放された（第 1.b、2.b、3 節参照）。

#### f. プライバシー、家族、家庭または通信の恣意的な干渉

憲法は捜査令状なしでのかかる行為を一般に禁止している。ただし、政府は実際のところこれらの禁止を一貫して守っているわけではない。

法律は、市民防犯グループを含め警官に捜査令状を発行する権限を与えている。しかし、

法令は、犯罪に関する証拠の喪失または破壊を防ぐために必要な場合、もしくは事態が深刻で急を要する場合に令状なしで人物および建物を捜査する権限も与えている。実際には警察およびその他の安全保障機関のメンバーはめったに令状を要求せず、任意に個人宅や会社を捜索することが多い。安全保障機関は一部の市民や在留外国人の電話や手紙を監視していると伝えられている。

1月および2月に警官らは、1月27日の反対デモに続いてザンジバルの住宅や会社に侵入し、中の人を殴り所有物を破壊した(第2.b節参照)。ペンバの警官が戸別に反対勢力の支持者の捜索を行ったという確かな報告があった。何件かの捜査中のレイプや無差別発砲に関する報告もあった(第2.b節参照)。デモ後2週間以上経った2月15日、ペンバの警官が家に入って女性に殴打やレイプをし、所有物を破壊・略奪し、強制避難させながら夜間の捜索を続けたという報告があった(第2.d節参照)。1月のデモ後、ペンバからの電話は監視されていて、電話中に接続がよく切れたという報告もあった。

2000年には、警察および軍隊の部隊がその年の選挙の後ペンバで戸別に捜索をしながら毎晩巡回したと伝えられている。

タンザニアが1党制であった時代、CCMは単一の家庭から大きな共同住宅まで、10人乃至200人からなる様々な規模の地域細胞(local cell)を通じて社会のあらゆる層に浸透した。無報酬の党職員は、草の根レベルで問題を解決し、疑わしい行動、出来事または近所の夜間パトロールサービスの義務に対する違反を当局に報告する権限をもって10細胞のリーダーを務めた。細胞の役割は、とりわけ野党の勢力が強い地域においてかなり小さくなってきたとはいえ、CCMは依然有力であった。かつてCCMのメンバーシップは政治その他の分野における昇進のために必要であったが、今は任意である。しかし過去には、特にザンジバルにおいて、野党の候補者を支援した公務員が職を失い、家族の政治的所属が原因で学生が学校から追放された。

警察は容疑者の身内の者に脅迫、虐待、時には殴打や逮捕を行い続け、容疑者に自首を強いるために彼らを起訴せずに拘禁した。

## 第 2 節 以下を含む市民の自由の尊重

### a. 言論および報道の自由

憲法は言論および報道の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を実際には制限した。法律は効果的に機能するメディアの能力を制限している。政府大臣および新聞登録機関 (Registrar of Newspapers) はジャーナリストに自己検閲を実施するよう圧力をかけている。前年とは異なり、政府は政敵にメディアへの無制限のアクセスを認めた。

本土およびザンジバルの市民は一般に政治的代案について自由に議論する権利を享受した。とはいえ、言論の自由が厳しく制限された事例があった。政党は法律により連合の存続を支援するよう義務付けられている。野党のメンバーやその他の人々は公開討論で政府と与党をあからさまに批判しているけれども、この国のリーダーシップに対して「虐待的な言葉」使用する者は逮捕されることがあり、政府はこの規定を行使して反対勢力の数名を拘禁した (第 1.d 参照)。

本土の報道機関は概して活発で率直である。国有新聞でさえもたびたび政府の出来事をこびることなく報じている。日刊紙 10 紙、その他の英語とスワヒリ語の新聞 22 紙と定期刊行物 12 誌があり、その一部は CCM と野党の政党が所有し、それらから影響を受けている。公的な検閲はないが、今年一年を通じて政府は政府に不利な内容の記事を削除または修正するよう新聞に圧力をかけ続けた。今年新聞 2 紙がわいせつな内容の理由から閉鎖を余儀なくされたと伝えられた。

ザンジバルでは、政府は活字メディアに関して抑制政策を実施している。ザンジバルニュース法 (Zanzibar News Act) により当局はジャーナリストに嫌がらせ、拘禁、尋問しても保護されているので、ジャーナリストの行動の自由が制限されている。本土の民間新聞はザンジバルで広く入手でき、多くの住民が本土のテレビ放送を受信することができる。

前年とは異なり、警察がジャーナリストの逮捕、拘禁、嫌がらせをすることはなかった。数名のジャーナリストがザンジバルの 2000 年 10 月の選挙後に警察によって逮捕・拘禁さ

れた。

民間のラジオおよびテレビ局はダルエスサラームとその他 2、3 の都市で放送しているが、それらの活動は制限される場合がある。政府はニュース報道は検閲しないが、その内容に影響を与えようとするという。ザンジバルにおいて、政府はラジオとテレビを管理している。一部のジャーナリスト、例えばザンジバルのジャーナリストなどは、微妙な問題について自己検閲を行っている。逮捕の報道をするジャーナリストは、警察法 (Police Act) に基づき警察の活動を妨害した罪で起訴されることがある。法律は政府に野党議員の宣誓就任式をテレビカメラで撮影させない権限を与えている。

メディア評議会 (Media Council) の活動は今年ほとんど効果がなかった。評議会は、ジャーナリストが自主的倫理綱領を侵害する時に裁定機関としての機能を果たし、罰金を科す権限を有する。評議会は大学教授、メディア問題を扱う弁護士、Joseph Sinde Warioba 判事で構成されている。評議長である Geoffere Mmari 教授は、メディアに適用される法律は時代遅れであると不満を表明している。評議会には今年およそ 20 件の裁定依頼があったが、年末の時点でまだ 16 件が係争中であった。今年中に解決を見たのはたった 1 件だけであった。

2000 年に政府は、『ムウェンベチャイ殺害事件とタンザニア政治の行方 ("The Mwembechai Killings and the Political Future of Tanzania")』を「煽動的」であるとして禁書とした。

政府は一般に大学の自由を尊重した。大学の研究者は、政府批判がますます辛口になっており、今年改革を要求し続けた。10 月の和解協定の前はザンジバルの政治的状況を受けて連合政府の行動に特に批判的であった。

#### b. 平和的集会および結社の自由

憲法は集会の自由を規定しているが、政府は実際のところこの権利を制限している。集会を開催しようとする政党は 48 時間前までに警察に通知しなければならない。警察は、治

安を理由にもしくは許可を求める者が未登録の組織または政党に所属する場合に許可を認めない権限を持つ。当局は適切な許可なく会合したとして市民を逮捕した。

前年とは異なり、集会の開催、情報の配信、その他煽動的であると見なされる行動で政府が野党政治家を逮捕することはなかった。

政府は、2000年10月の選挙に抗議するためのCUFによる「不法な」集会が1月27日に予定されていることを明らかにした。CUFはザンジバルとダルエスサラームで予定のデモを実行した。治安部隊は大きな集会をことごとく強制的に解散させることによって対処した。ダルエスサラームでは、警察官は町中で3人以上人が集まっていれば催涙ガスを使用して追い散らした(第1.c節参照)。警官らは空に向かってまたはデモ参加者の足を狙って発砲したと主張したが、警官は規制されておらず、石を持っているかマシェティを持っているか丸腰であるかにかかわらずデモ参加者にも傍観者にも発砲し、24人から70人ほどが死亡したことを示す確かな証拠があった(第1.a節参照)。国際的な人権組織は、死亡者数24人とする政府の数字も70人以上だとする野党側の主張も確認することができず、正確な死亡者数は年末の時点で依然不明であった。殺害事件のほとんどがペンバ島のウェテ、ミチェウエニ(Micheweni)、チャケチャケ、ムコアニ(Mkoani)で起きた。警官らは路上および家の中で住民に発砲したと伝えられている。デモに参加していない住民も家の外で撃たれた。或る場所では、発砲に対してCUFの若いメンバーがマシェティや石を使って警察を攻撃することで応酬し、警官1名が死亡した。確かな報告によると、治安部隊は場合によって死んだ者の埋葬をその身内に認めなかったり、怪我をしたデモ参加者が治療を受けることを治安部隊に拒否されたためその怪我がもとで後に死亡することも多かった。デモ時に逮捕され警察から拷問を受けた者もいたという報告があった。また、警察によるレイプや略奪の事件に関する報告もあった。警察のヘリコプターがザンジバル上空を旋回していたとの報告があり、未確認だが警察はヘリコプターから人を撃ったということである。確かな報告によると、ウングジャのデモ参加者は機動隊に殴られ肉体的虐待を受けた。怪我の治療を受けた者は退院直後に警察に拘禁されたと言われている。その被拘禁者のうち何人かは外部との連絡が絶たれ、不法な集会の罪で起訴されたと伝えられている(第1.d節参照)。10月の和解協定の結果、1月のデモに関わった被拘禁者全員が釈放され、彼らに対する起訴全て取り下げられた(第3節参照)。

ヒューマン・ライツ・ウォッチとアムネスティ・インターナショナルからの代表者は今年、1月の暴力事件に関する追跡調査に訪れた（第4節参照）。

CUF と CCM との間で結ばれた 10 月 10 日の和解協定は、1 月 26-27 日の暴力事件を調査する独立委員会の設立についての規定を含んでおり、デモ参加者に対する警察の起訴を全て取り下げ、犠牲者の家族に人道支援を与えることを義務付けている（第3節参照）。

1 月 27 日のデモは例外として、通常野党は集会を開くことができた。CUF の集会はたびたび禁じられてきたが、今年このような禁止は報告されなかった。CUF は当局に許可され 2 月に何度か平和的集会を開き、4 月には大規模な反対デモを開いた。ザンジバルでは、CUF の集会は他の政党よりも厳しく制限され、2000 年の選挙の前にはダルエスサラームで少なくとも 1 回、ザンジバルでは数回禁じられた。拡声器の電源を切る、特別な制限を言う、複数のグループの集会を同じ日程で計画するなどの間接的な手段を通じて妨害された集会もあった。治安職員は市民の平和的集会の権利を何度も妨害した。

前年とは異なり、警察がザンジバル政府に反対していると思われる人物の参加する集会を解散させることはなかった。

8 月、警察は治安を理由にダルエスサラームで 8 月 23 日に予定されたイスラム教徒の抗議行動を禁止した。監察官が集会の許可を与えることを拒んだにもかかわらず、8 月 24 日に数百人のデモ参加者が行進し、キリスト教を冒涇したかどでイスラム教徒の男性に 18 ヶ月の刑期が言い渡されたことに抗議した（第 2.c 節参照）。170 人以上のイスラム教徒が逮捕され、年末までに 41 人に対する訴訟が係争中のままとなった。

12 月 11 日、警察は未許可のデモを行ったとして党のリーダーらを含め TLP の支持者 31 名を逮捕した。TLP は行進した後に公の集会を開き 1996 年に Bulyanhulu で坑夫が殺害されたとされる事件のビデオテープを流すつもりであった（第 1.a および 1.d 節参照）。

2000 年にザンジバルで行われた集会、すなわちストーンタウンのガラジャニ地区で行われ

た10月30日の集会およびデモ、10月28日のCUF集会、10月11日のCUF後援選挙集会、4月1日のCUF集会、1月19日に裁判所の庁舎に集まった群衆を解散させるために過剰な力行使した警察に対してはなんらの措置も取られなかった。

憲法は結社の自由を規定しているが、政府は実際のところこの権利を制限している。政党登録機関(Registrar of Political Parties)は政党の登録の可否を決める唯一の機関で、登録された党または仮登録された党に厳しい規制を強制する責任を持つ。憲法およびその他の法律は、市民は新しい政党を設立することはできないと明記している。つまり候補者は15の登録政党のいずれか1つのメンバーでなければならない。選挙法(Electoral Law)は、無所属候補の禁止、常任議員が別の党に加わる場合の退任義務、全政党がザンジバルとの連合を支持する義務、民族的、地域的、宗教的な関係に基づく党の禁止を定めている。仮登録が認められた党は公の集会の開催およびメンバーの募集ができる。そして、完全登録をするためおよび選挙に候補者を立てる資格を得るためにタンザニア25地域のうち、ザンジバルの2区域を含めた10地域の少なくとも200人のメンバーのリストを6カ月以内に提出する。未登録の党は集会の開催、メンバーの募集、候補者の擁立が禁止されている。1999年10月に政党登録機関は、登録規定は厳しすぎると述べた。しかし今年この規定を改める措置は取られなかった。Chama Cha Demokrasia MakiniとCHAUSTAの2政党が11月15日に登録された。これらは1994年以降初の新政党であった。

前年とは異なり、Christopher Mtikila 牧師率いる民主党は今年機能しなかった。

団体条例(Societies Ordinance)に基づき、自治省は新しい団体を承認しなければならない。10月現在で2700の登録NGOがあった。前年より数が減少したのは、登録および連携を監視するために政府が副大統領府にNGO部門を設立したことによる。政府は今年、脱税を目的として結成されているところが多いという理由で引き続き宗教的NGOの登録を全面的に一時中止した(第2.c節参照)。2000年に政府は、免税でこの国に買い入れた品物を、利益を得るために販売したことによる控除の悪用を理由に8つのNGOに対して登録を拒否した。政府は全国女性評議会(National Women's Council)をその憲章に反した政治活動を行った疑いで1997年に登録から抹消したが、高等裁判所は1999年にこの措置を覆した。政府はこの件を控訴裁判所に上訴したが、控訴裁判所は1997年および1998

年の訴訟の未処理分の審理が終わるまで 1999 年からの訴訟の審理を延期していた(第 1.e 節参照)。全国女性評議会は裁判所による最終判決を待ちながら、年末の時点では政府の干渉を受けずに活動を続けていた。

専門、商業、法律、医療関係の数多くの団体は、政治的議題に取り組み始めたばかりであった。

ザンジバルには本土と同じ NGO 登録方針がある。NGO らは今年ザンジバルで活動を行った。

### c. 宗教の自由

憲法は宗教の自由を規定しており、実際のところ、政府は治安確保に必要であると主張する措置を受けることを条件として、この権利を一般に尊重している。しかし、宗教の自由に対して 2、3 の制限がある。政府の方針により宗教的信念および行為に基づく個人に対する差別が禁じられているが、政府官僚は個人的には仕事上同じ宗教の人に有利な計らいをされると言われている。

政府は、宗教団体に自治省の団体登録機関 (Registrar of Societies) に登録するよう求めている。宗教団体が登録するためには、少なくとも 10 人の信者が必要で、規約、リーダーらの履歴書、地方行政長官からの推薦状を準備しなければならない。登録キリスト教会または登録モスクからの推薦状を 3 通用意するようグループに求められることはもうない。しかし一部のイスラム教グループは、BAKWATA (National Muslim Council of Tanzania: タンザニア全国イスラム教評議会)からの推薦状を 1 通提出するよう今でも要請があると主張している。今年政府がグループの登録を拒否したという報告はなかった。

キリスト教徒は民事および刑事問題のどちらにおいても慣習法または制定法が適用される。イスラム教徒は民事問題において慣習法かイスラム法のいずれかが適用される。イスラム法はザンジバルでのみ適用される。ザンジバルの裁判制度は全般的に本土のものと似ているが、離婚、親権、遺産などのイスラム教徒の家族問題を裁くためにイスラム法廷を保

持っている（第 1.e 節参照）。

法律は、煽動的であるとみなされかつ公共の秩序への脅威となる説教または資料の配布を禁止している。2000 年に政府は、煽動的であるとの理由であるイスラム教の大学研究者が書いた本の出版および販売を禁止した。今年、都市部のイスラム教徒らが人権侵害が認められることを実証するためムウェンベチャイの暴動のビデオテープをばらまいた。これらのテープは政府により煽動的であるとして禁止された。

政府は宗教団体が政治に関与することを禁止しており、政治家が宗教グループの対立を煽るような言葉やある政党に投票するよう宗教グループに働きかける言葉を使うことは禁止されている。2000 年に議会は、教会および礼拝所または教育施設でキャンペーンを行う政党に罰金と懲役を科す法律を可決した。

1999 年に警察は、特定の公立学校でイスラム教徒の制服が禁止されたことに抗議するイスラム教徒たちの平和的デモを解散させるために催涙ガスと警棒を使用した。イスラム教グループの報告によると、その後司法制度を通じて禁止に異議を申し立てそれを覆すことができた。そしてそこで特定の伝統的宗教衣装（hijab というかぶりものなど）は全ての公立学校で法により認められると裁定された。

イスラム教コミュニティは、1 つには植民地時代および独立初期の行政機関が伝統的なイスラム教学校の証明書認めようとしなかったという理由で、公務、政府、半民半官機関における代表権の点で不利な立場に置かれていると主張している。結果として、キリスト教徒が雇用と教育の機会において享受していると認められる有利な立場に大方のイスラム教徒は憤慨している。イスラム教のリーダーらは、国立学校への入学を求められるイスラム教徒の学生の数は今でもキリスト教徒の数と同等ではないと不満を述べている。反対にキリスト教徒は、役職、勤め口、奨学金などに関してイスラム教徒である前 Ali Hassan Mwinyi 大統領によりイスラム教徒に与えられた不当な依怙鼻頂の影響を引きずっていると思われることを批判している。キリスト教のリーダーらは、高等教育機関におけるイスラム教学生の人口は過度に低いことを認めている。しかし彼らはこの状況は差別のせいではなく歴史的な事情によるものだとしている。

ザンジバル政府は10月、島にイスラム教リーダー（mufti）事務所を設立する法案を可決した。政府官僚は、mufti事務所はイスラム教活動を調整し、宗教の理解を促進するために必要だと主張した。しかし一部のイスラム教団体は、この提案は政府によるイスラム教団体の監視を制度化するための連合政府の活動であると批判した。

政府は、イスラム教コミュニティとキリスト教コミュニティとの間の高まる緊張に対応しなかった（第5節参照）。政府は問題が存在することを認めたが、措置は取らないことにした。政府は、2つのコミュニティの関係改善を目指したイスラム教リーダーとキリスト教リーダーとの会合をいくつか中止した。イスラム教徒の政府高官でさえ、宗教的衝突を煽動するであろう者たちに対する一般的な批判は別として、この問題に取り組むのを嫌がっているように思われる。1999年にMkapa大統領は、イスラム教コミュニティのリーダーらとダルエスサラームのモスクで会談し、彼らの不満を聞き、解決策を提案した。しかし、都市部のイスラム教リーダーらはかれらの懸念に取り組むための措置は講じられていないと主張している。

1月27日、98パーセントの住民がイスラム教徒であるペンバでのデモが暴力化し、少なくとも23人の抗議者が死亡する結果となり、宗教的敵意の噴出も誘発した（第2.b節参照）。警察は2人を殺害したが、1人はイスラム教の導師であった。警官と兵士は戸別捜索の間人々に向かって反イスラム的中傷をしたという報告があった（第2.b節参照）。1月27日、ウェテにおいて、警察はモスクに礼拝に行くところであった人を追い払った。警察は命令に逆らった人々を殴打したと伝えられている。1月のデモの後、イスラム過激派の支持者とされた人への嫌がらせの極端な事件に関する報告があった。その中には拘禁されたことのあるイスラム教徒の髭を無理矢理剃ったとされる事件があった。

7月31日、モロッコの地方下級判事は、「Yesu si Mungu（イエスキリストは神ではない）」と公言してキリスト教を冒涇したとしてKahmis Rajab Dibagula 28歳に懲役18ヵ月の判決を言い渡した。8月24日、Dibagula事件の審理が高等裁判所でChipeta判事によって行われている間、イスラム教徒の若者らが司法長官室（Attorney General's office）に向けて行進した。Chipeta判事は判決を覆すことを認め、Dibagulaの釈放を命じたが、高等

裁判所はイスラム教コミュニティの中で、冒瀆罪は違憲でありイスラム教徒に対して差別的であると述べたことよりもむしろ有罪判決を覆したことだけのために広く批判された。

12月にザンジバルの警察は、ザンジバル政府の指定日以外に断食明けの祭典(Eid el Fitr)の祈りを行ったとして Answar Sunna セクトのリーダー20人以上を逮捕した。

2000年10月の選挙の前に政府官僚は、政治家候補にキャンペーンの争点として宗教を使わないように求め、一般市民に宗教中心のキャンペーンは退けるよう促した。多くの有権者に「イスラム教徒の党」であると思われる CUF 党は、候補者が宗教問題に非常に重きを置いたため本土で基盤を失ったことは明らかである。

1999年に警察は、自分の支持者を煽動して他の宗教と対立させたとして人気のあるイスラム教リーダーを逮捕した。1週間後、警察は予定されていた彼の逮捕に抗議するためのイスラム教徒のデモを中止した。イスラム教のリーダーは煽動を意図した罪で起訴され、保釈を拒否された。年末の時点でこの事件に関するさらに詳しい情報は入手できなかった。

#### d. 国内移動、外国旅行、移住および帰還の自由

憲法はこれらの権利を規定しており、政府はこれらを尊重している。しかし実際のところ、官僚的な能率の悪さと腐敗が実現を遅らせていた。外国旅行のためのパスポートは取得が困難な場合があるが、これはほとんど官僚的な能率の悪さと役人による賄賂の要求によるものである。市民の帰国は難しくない。

2月に政府は、政府官僚および政党役員の4名は非市民であるため、もはやその地位を保持することはできないと言明した。政府によって非市民であると指摘されたのは、有名なジャーナリスト、ナイジェリアの高等弁務官、地域 CCM 議長、ザンジバル CCM 広報書記であった。4人は移住許可証を申請するよう指示された。年末の時点でこの事件に関するさらに詳しい情報は入手できなかった。

2000年の選挙の後、そして1月27日のデモの後にも、ペンバのウェテに外出禁止令が敷

かれた。午後 7 時以降に路上で警察に見つかった者は家に帰るよう命じられた。1 月ウエテにおいて、当局は住民に外出しないよう警告し、デモ参加者と住民を途中で捕まえるためにバリケードを設置した。外出禁止令と道路封鎖は 1 月で終わった。警察による殴打に関する報告もあった（第 1.c 節参照）。

2000 年の選挙の後に警察はペンバで 6 箇所バリケードを設置した。警察はこの地域の人々を殴打し暴行したという報告があった（第 1.c 節参照）。

前年とは異なり、ペンバ出身の市民が本土で嫌がらせを受けペンバに戻ったという報告はなかった。

本土人はザンジバルに渡るために身分証の提示を求められるが、実際のところこの要求は無視されることが多い。ただし、ザンジバル島民は本土に渡るための特別な身分証を必要としない。本土人は、外国投資家と共同で所有する以外、島の土地を所有することは認められない。本土人が島で働くことは禁止されていないけれども、実際のところ本土人はほとんど雇われていない。

1 月のペンバでの暴動勃発（第 2.b 節参照）の後、茂みの中や森林に覆われた場所に人が数日間から数週間隠れ、その後ボートでケニアに逃げたという報告があった。難民には多くの議員が含まれていたと伝えられている。5 月に難民らはペンバに戻り始めた。船に乗った難民 600 人が 5 月 17 日と 18 日に帰還した。UNHCR は 5 月 13 日から 9 月 30 日までペンバに滞在し続けた。1 月のデモに関連して帰還民が嫌がらせ、逮捕、投獄、そうでなければ虐待をされたという報告は知られていない（第 2.b 節参照）。10 月半ばまでに UNHCR は 818 人の難民の帰還を支援してきたが、もっと多くの難民が UNHCR の支援を受けずに帰還した。年末の時点では、UNHCR の支援を受けた 350 人の難民がまだケニアに残っていた。しかし 10 月初旬におよそ 100 人がケニアを離れ自発的にソマリアに向かったという報告があった。ケニアにいるおよそ 500 人のザンジバル難民は今年ケニア北西部のダダーブ難民キャンプに移された。

8 月 4 日、凶器を持った山賊がケニアの難民センター（transit center）でタンザニア難民

を襲ったと伝えられている。山賊は数人の難民に怪我を負わせ食料を盗んだ。

7月27日、タリメ地区（タンザニア北西部）において Walyanchoka 一族と Waanchari 一族のメンバーの間で勃発した激しい衝突の後、大勢の人が国境を越えてケニアに逃げた（第5節参照）。

法律には1951年国連難民の地位に関する条約（U.N. Convention Relating to the Status of Refugees）およびその1967年議定書に基づく難民および庇護の資格付与についての規定がある。これらの規定は実際のところ2、3の例外を除いて尊重された。政府はUNHCRと協力している。政府は昔から隣国の難民に関してまた政治亡命希望者に関して寛大な自由国境政策を維持してきた。UNHCRの推定によると、今年タンザニアにはおよそ95万1,000人の難民がいた。タンザニアはとりわけ地域の紛争から逃れている難民に一次庇護（first asylum）を与え続けた。1999年に政府は、1997年と1998年には庇護を求めることが禁じられていたルワンダ人からの庇護申請の受け入れを認めた。2000年に政府は、身の安全が心配な比較的少数のルワンダ人に庇護を与えた。庇護を要請した他の者たちによる訴えは2000年末の時点で係争中であった。政府は一次庇護をおよそ95万1000人の難民に与え続けている。この中にはブルンジ人81万5,000人、ルワンダ人2万5,000人、ソマリア人3,000人、コンゴ民主共和国（DRC）からのコンゴ人10万7,000人が含まれる。難民は今年タンザニアに流入し続けた。その大部分がブルンジおよびDRCの不安定な状態や紛争から逃れてきた者たちである。帰還者の数は主にルワンダやブルンジの一部の地域において少なかった。

6月、Mkapa 大統領は国連安全保障理事会（U.N. Security Council）からの訪問代表団にブルンジ難民は国連の保護の下でブルンジに帰還すべきであると語った。一部の監視員はMkapaの発言は間接的に未確定数（だいたい100人以上）の難民の自発的なブルンジへの帰還を助長したと考えている。Mkapaはその後UNHCRに強制的な帰還はないと誓う書簡を書いた。

11月にブルンジ人反逆者がタンザニアの難民キャンプから107人の子供を誘拐した。しかし、一部の報告が示すところによれば、子供たちの親は子供たちは農園で働くと信じて連

れて行かせた。

5月8日、政府、UNHCR およびブルンジ政府は、ブルンジ難民の自発的な帰還を規定している三国協定に署名した。UNHCR は難民の帰還と復帰のための計画を作成した。しかし、この計画はブルンジで不安定な状況が続いているため年末までに実行されなかった。

2000年に政府は、ルワンダ人80人、ブルンジ人580人を逮捕、拘禁、強制追放した。これら難民の多くは追放前に自分たちの所持品を回収するまたは家族との連絡を行う機会を拒まれたと伝えられている。強制帰還させられた難民はUNHCR キャンプの外で生活していた者で、そのなかには1960年以来タンザニアで暮らすルワンダ人が含まれた。帰還は、政府高官の関与なしに地方行政長官によって命令されたという。しかし、自治省は追放のかどで地方行政長官を懲戒するための措置を取らなかった。地方行政長官は難民に出身国に帰るか、UNHCR キャンプに移るかの選択肢を与えた。報告によると、地方行政長官はタンザニアの住民になるために所定の費用を支払う選択肢も難民に与えたが、これは非常に高額で難民が払うことはできなかった。2000年12月、難民1,500人のグループがタンザニアを去ってルワンダに向かった。2000年、政府は2人のルワンダ人と3人のブルンジ人をルワンダに強制送還した。強制送還されたブルンジ難民の数は、政府が難民キャンプ外の難民を出生国に強制送還するのではなく、UNHCR に送り始めた結果減少したと伝えられている。

現地の人々が手に入れることのできない物やサービスが難民に提供されるため、難民に対する憤懣がかなりある。しかしここ何年か、UNHCR、NGO、および国際組織はこれらのサービスの多くを現地の人々が利用できるようにしてきたため多少緊張が和らいできている（第1.c節参照）。

タンザニアには12の難民キャンプがある。難民がキャンプあるいは居留地の外で生活したり、それぞれのキャンプから半径2.5マイルより遠くに許可なく行くことは違法である。西部の難民キャンプは今年食料不足と病気の発生により苦しめられた。難民キャンプは大きく、当局はキャンプ外での雇用機会を制限した。一部の難民がキャンプ内で自警団の正義を行い、他の難民を殴ることがあるという報告があった。

性的なおよび性差に基づく暴力は依然として難民キャンプで問題であった。政府は難民キャンプにおける虐待の加害者に対して十分な調査も、起訴も、処罰も行わない。難民キャンプには虐待者を処罰するための機構がなく、地元当局に付託されない事件がほとんどである。警官は家庭内虐待の領域について特別指導を受けておらず、家庭内暴力の事件を扱う地方裁判所および伝統的な裁判所は必要な資源が不足している（第 5 節参照。）ブルンジ難民の間では、難民の長老男性からなり abashingatahe と呼ばれる調停評議会が家庭内虐待の事件を扱うことが多い（第 1.e 節参照）。

一部の武装した難民によって行われたとされる暴力に絶え間ない関心があったものの、このような暴力は 1999 年以降減少してきている。地元の役人は、難民キャンプ周辺の地域で難民たちにより行われた殺人、山賊行為、凶器を使った強盗、凶悪犯罪の事件を伝えた（第 1.e 節参照）。ブルンジ人反逆者がキャンプで訓練および新兵募集を行ったという報告があった。2000 年、ブルンジ政府は難民キャンプを侵略するために傭兵を雇ったという未確認の報告があった。とはいえ、ブルンジ政府はこの報告を強く否定した。今年事件は報告されなかった。

### 第 3 節 政治的権利の尊重：市民の政府を変える権利

憲法は市民に政府を平和的に変える権利を与えているが、この権利は 2000 年に厳しく制限された。しかし、政府は次期選挙に向けさらに開かれた透明性のあるプロセスを確保するために野党との対話を行った。複数政党制は 1992 年に正式に導入された。1995 年、30 年以上の間で初めて市民は大統領および国会議員を選ぶ国政選挙を通じて政権を変える権利を行使した。2000 年に Mkapa 大統領がタンザニアで 2 度目複数政党国政選挙で再選された。

2000 年 10 月、本土とザンジバルで国政選挙が行われた。国際監視員らは、本土では選挙は自由かつ公正であり、平和的に行われたと結論付けた。しかしザンジバルでは、4 つの国際監視員チームが、不正行為、有権者への脅迫、政治的動機による暴力によって投票は台無しになったという判断を下した。本土の現大統領 Benjamin Mkapa は 71 パーセント

の票を得て再選された。与党 CCM 党は 181 議席のうち 167 議席を獲得し、議会で過半数を大きく上回った。野党候補は本土で、全部で 14 議席を与える 19 地区のうちの 6 地区で 11 議席を得た。CUF はザンジバルで 16 議席を獲得した。CUF はザンジバルでの選挙結果を認めることを拒否し、新たな選挙を要求して、連合およびザンジバルの選挙をボイコットした。4 月に国民議会 (National Assembly) は、2 年間空席である議席を補欠選挙で埋めることができるという法律を可決し、議長はボイコットされたペンバの CUF 15 議席が空席であると発表した。

前年とは異なり、集会の開催、情報の配信、その他煽動的であると見なされる行動で政府が反対派に嫌がらせをしたり、野党政治家を逮捕したりしたという報告はなかった。当局は 2000 年の選挙前後の期間に多くの政治集会を強制的に解散させた。

2000 年に地元当局は、有権者が登録のために税の支払いを証明するという法的要件はないにもかかわらずムワンザで選挙登録しようとする者に、地元当局が登録を認める前に地方政府の税を支払ったことを証明する書類を提示することを強要した。

1999 年に、選挙改革に関する英連邦主導による協定は署名されたが、その規定は実施されなかった。ザンジバル政府は、協定の中心である規定、すなわち選挙委員会の改革を拒否した。英連邦協定 (Commonwealth Agreement) は今年 CCM と CUF の対話の中でずっと 1 つの争点であった。ザンジバルでは、2000 年の選挙に向けて行われた選挙登録プロセス中の不正行為に関する確かな報告があった。与党 CCM 党は、本土市民をザンジバルの有権者として違法に登録したかどでいくつかの野党により非難された。何人かの交通運営者は労組役員により市民を本土からザンジバルまで無料で運ぶよう求められた。ある運営者は、この要求に従うことを拒んだために彼の家族は家で脅迫電話を受けたと報告した。Shehas (村長) は、選挙投票のための居住要件を確認する責任があった。Shehas の大半は CCM のメンバーで、国際監視員によると、Shehas が登録プロセスの間その決定権を乱用することがあったという。CUF 支持者らはザンジバルで CCM の支持者と思われる正式に登録された有権者を脅迫しようとしたという確かな報告もあった。本土出身でザンジバルに長く暮らす住民の一部の家に石が投げられ、3 軒が全焼したが、誰もこれらの行為の犯行声明を出さなかったと伝えられている。その後何人かの居住者はザンジバルを去る

か、選挙が終わるまで家族を本土に帰すか決定した。

2000年の選挙時に行われた不正投票には、投票用紙の到着の遅れおよび欠乏、投票所の開場の遅れが含まれた。ザンジバル選挙委員会（ZEC:Zanzibar Electoral Commission）は、投票用紙の不足がなかった場所も含め、ザンジバル全土で夕方5時30分に投票を終了し、開票した。警察とZECの職員数人は不正選挙に関与した。警官らは、ZEC職員を伴いペンバ島全体を含め多くの選挙区で投票箱を持ち去り、その後そのほとんどの投票箱は独立したまたは反対派の監視の下に置かれなかった。国際選挙監視員の4つのグループはザンジバルの選挙を批判し、全選挙区での再選挙を求めた。しかし政府は、50選挙区のうち16選挙区で2000年11月に新たな選挙を行うと発表するにとどまった。

2000年11月の投票率は低かった。野党側は、選挙は既に信用できるものではないと言って再選挙をボイコットした。再選挙の後、与党は、ザンジバルの全選挙区と（これまで議席を獲得していなかった）ペンバの4つの選挙区で勝利したと発表した。再選挙の最終結果、与党CCM党は衆議院50議席中34議席、国民議会50議席中35議席を獲得した。CCMの候補者AmaniKarumeが新ザンジバル大統領であると宣言された。

政府治安部隊とCCMの集団は、2000年選挙の前の3ヵ月間、ザンジバルのペンバ島とウグンジャ(Ugunja)島でCUFのメンバーに対する嫌がらせと脅迫をエスカレートさせた。治安部隊は集会を強制的に解散させ、人々に脅迫、嫌がらせ、逮捕、殴打を行った(第1.c、1.d節参照)。再選挙中、警察は野党役員を殴打し、報告によると拷問を加えた。前年とは異なり、国際援助国は当局の人権侵害を受けてザンジバルへの直接支援を中止することはなかった。

ザンジバルでの1月27日のデモとその後の暴行の後(第1.a、1.d、1.f、2.c、2.b節参照)国内の政治的圧力と国際援助国の圧力によりCCMとCUFはザンジバルにおける選挙政治の今後に関する対話を行うよう促された。対話は5月に始まり、10月10日に和解協定に署名する形で終了した。CCMとCUFが合意した内容は、公平で独立したZECおよび司法制度を設置するという規定を含めた1999年英連邦主導協定の完全実施、協定実施・政府の雇用における差別の撤廃・ボイコットおよびその後3月のCUF代表者の除名によ

り空席となった 16 議席を埋める補欠選挙の最終的な開催を目的とした各党を代表する 5 人のメンバーからなる大統領監督合同委員会 ( Joint Presidential Supervisory Commission ) の設立、1 月 26-27 日の暴行事件の程度と原因を調査し、係争中のデモ参加者に対する警察の告訴の全件取り下げと犠牲者の家族への人道支援提供( 第 2.b 節参照 ) を行う独立委員会の設置、1 月の暴行事件の時に犯されたであろう犯罪 ( 第 2.d 節参照 ) に対する起訴の免除を伴うケニアに残るペンバ難民全員の安全な帰還の考慮、以上であった。

政府または政治における女性の割合は人口の割合と一致していないとはいえ、政治および政府への女性の参加に関する法的制限はない。女性は議会で 60 議席を占めている。このうち 12 人の議員は CCM のメンバーに選ばれ、47 人の女性議員は選挙区議席の当選率に基づいて政党によって決められる「特別女性 ( Special Women )」議席を占めている。残る 1 人の議員は Mkapa 大統領により指名された。ザンジバルの衆議院では 7 議席を女性が占めている。2000 年に議会は第 13 回連合憲法改正を可決した。これは議会議席の 20 パーセントを女性が占めることが義務付けている。Mkapa 大統領は 2 月にこの改正を承認した。内閣大臣 27 人のうち 4 人が女性である。

#### 第 4 節 人権侵害疑惑に対する国際的および非政府的な調査に関する政府の態度

いくつかの国内人権グループは通常は政府に干渉されずに活動し、人権に関わる事件を調査してその調査結果を公表している。政府は一般に彼らの見解にすぐに対応した。地元 NGO の法律・人権センター ( Legal and Human Rights Center ) は 6 月、初めての年次総会を開いた。これには大勢の著名な国内人権活動家と草の根組織からの代表者が出席した。しかし政府は、地元の人権グループの結成を妨害してきた。タンザニア人権教育協会 ( Tanzanian Human Rights Education Society ) など人権 NGO の登録を求める者は、自治省は彼らの申請への対応を遅らせ続けていると不満を述べた ( 第 2.b 節参照 )。これによって人権侵害を監視するための手段や努力が阻まれた。政府は、アフリカ人権・正義保護ネットワーク ( African Human Rights and Justice Protection Network ) の登録を政治的な組織であることを理由に拒否し続けた。今年政府は、1997 年に登録抹消した NGO である全国女性評議会の復帰を命じた高等裁判所の決定を上訴した。しかし裁判所は年末まで

にこの件の審理はしていなかった。全国女性評議会は年末の時点で活動を続けていた（第 2.b 節参照）。

今年ヒューマン・ライツ・ウォッチとアムネスティ・インターナショナルからの代表者は、1 月の暴行事件に関する追跡調査に訪れた（第 2.b 節参照）。しかし、2 月 7 日、政府は「外交ルートを通さずに」でペンバを訪れそこで虐待の報告について調査を行ったとして西側外交官らのグループを公然と批判した。ICRC は法人組織として 12 月 31 日に認定された。認定をめぐる交渉の間 ICRC と政府の関係は改善した一方で、話し合いの焦点は前年とは異なり政治的問題よりも純法律的な点に向けられた。

2 年以上にわたる話し合いとアムネスティ・インターナショナルおよびその他の NGO から今年受けた極めて強い圧力の結果、政府は人権委員会を設立する法案を承認した。政府は人権および良い統治委員会（Human Rights and Good Governance Committee）を発足させるという 2000 年の Mkapa 大統領の発表に続いて、議会は 4 月、苦情または申し立てを受理し次第自らのイニシアチブで人権侵害の調査を行う権限を人権委員会に与える法案を可決した。裁判所で係争中の問題もしくは政府と外国または国際組織との関係に関わる紛争に対する裁判権は人権委員会に与えられなかった。委員会の権限と構造を批判する人々は、組織が政府から独立していない点を攻撃し、それによりこの組織が非効率的になると主張した。批判者は委員を選ぶ選出手続を具体的に挙げた。この手続においては政府選出委員会の推薦に基づいて大統領が 5 人の委員を指名する。人権委員会は今年後期になってから機能し始めたため、年末までに 1 件の審理も行わなかった。

## 第 5 節 人種、性別、宗教、障害、言語、社会的地位に基づく差別

憲法は、国籍、部族、出身、政治的所属、皮膚の色、宗教に基づく差別を禁止している。性別、年齢、障害に基づく差別は法律では特に禁止されていないが、公式声明では認められていない。女性、宗教的および民族的少数派に対する差別は根強く存在していた。社会における宗教的、民族的緊張も存在し続けている。しかし政府は 2000 年、選挙キャンペーン中の宗教的、民族的寛容を促す声明をいくつか発表した。政府は今年タンザニアで HIV/AIDS に感染した人々に対する偏見に対処するために TAPAC を設立した。

## 女性

女性に対する家庭内暴力は相変わらず横行していた。法的救済策は刑法 (Criminal Code) の暴行に関する規定の形で存在しているが、実際のところこれらの規定の実施は難しい。婚姻法 (Marriage Act) には配偶者による暴行に反対する宣言があるが、これを禁止したり刑罰を規定したりはしていない。女性を下位に置く伝統的慣習は都市部でも農村部でも依然強く、地方下級判事はかかる慣習を支持するが多かった。女性は子供を産まないで夫からひどい目に遭わされることがある。夫は妻を自分の思うままに扱うことが一般に認められており、社会の全てのレベルで妻への殴打が行われている。文化的、家庭的、社会的圧力により多くの女性は虐待を当局に報告することができない。年末の時点で新しい統計は入手できなかった。地元 NGO であるタンザニアメディア女性協会 (TAMWA : Tanzania Media Women's Association) は、10人中6人もの女性が夫から殴打されていると報告している。TAMWA によれば、2000年10月から9月までの間計346件の家庭内暴力が TAMWA 危機センターに届けられた。政府官僚はかかる虐待を批判する公式声明をたびたび発表するが、加害者に対して措置が取られることは滅多にない。警察は家庭内虐待の事件を追求することに対して偏見持っていることが多く、申し立ての調査をするために賄賂を要求している。

法律はレイプや児童性的虐待で有罪判決を受けた者に対する終身刑を規定している。今年この法律に基づきレイプおよび暴行の罪で起訴され有罪判決を受けた者が数名いた。2000年の選挙後の期間および1月のデモの後の期間にザンジバルとベンバで警官が女性をレイプしたという報告があった(第2.b節参照)。難民キャンプでは依然として性的および性差に基づく暴行が問題であった(第2.d節参照)。

女性性器切除は、心身の健康を傷つけると国際的な医療専門家らによって広く非難されており、政府はこれを正式に阻止しようとしているけれども、タンザニアの主要130民族グループのうちおよそ20のグループにより今でも幼少期に行われている。2000年にはドドマの14歳の少女の事件を含め、FGMによる死に関する報告があった。統計局(Bureau of Statistics)が行った1996年の健康調査(最新の調査)によると、女性人口の18パーセ

ントが FGM を受けている。年末までに新しい統計は入手できなかった。FGM が強制的である民族グループもあれば、この儀式を受けていない女性は結婚できない場合があるグループもある。政府のデータでは、最も影響の大きい地域はアルーシャ（女性の 81%）、ドドマ（68%）、マラ（44%）、キリマンジャロ（37%）、イリンガ（27%）、タンガノシンギダ（25%）、モロゴロ（20%）となっていて、これが地域ごとに異なる問題であることが示されている。FGM はタンザニアの他の地域ではほとんど存在していない。FGM を特に禁止している法はない。タンザニアの教育カリキュラムには FGM に関する指導が含まれていないけれども、中等学校で扱われる場合がある。政府官僚は女性に悪影響を与える慣習の変革を求めてきており、児童への残虐行為を禁じる性犯罪特別規定法（Sexual Offenses Special Provisions Act）が少女に行われる FGM への反対運動の基準として用いられてきた。しかし、FGM を受ける成人女性のための法的保護はなく、警察も犠牲者を保護する十分な資源を持っていない。地方政府の官僚はこの慣習と闘い始め、少女に FGM を行った何人かに有罪判決を下しその者たちを投獄してきた。今年数件の起訴が行われた。FGM およびその他の伝統的慣習の危険性について一般の人々に知識を与える試みとして、様々な政府組織や NGO から後援を受けたセミナーが定期的に行われている。これらの慣習には、HIV/AIDS の蔓延を引き起こすと批判者が強く主張する妻の相続（inherited wives）の伝統、法律に基づき両親の同意を得た上で 12 歳以上の少女に許可される若年結婚（child marriages）が含まれる。一部の当局は FGM は減少しつつあると考えているが、1996 年の政府報告書は、とりわけ中央地域で増加傾向にあることを示した。1998 年、世界保健機関（WHO）の援助金を受けているドドマ伝統的慣習信仰委員会（Dodoma Traditional Practices and Beliefs Committee）はドドマ地域における FGM 撲滅プログラムを続けた。厚生省は母性保護イニシアチブ（Safe Motherhood Initiative）の一環として、FGM に関する教育キャンペーンを続けた。地方政府官僚はこの慣習を支持していたり、伝統的リーダーの権力ゆえにこれを非難することを恐れていたたりするため、FGM をなくすための政策の実施は未だ難しい。

2000 年に議会は、権力を持つ人物による職場での女性に対する性的嫌がらせを禁止するために憲法を改正した。同年、この新しい法律の下で数名が逮捕された。男性の同僚らが高等教育を求める女性に嫌がらせをすることがあるが、当局はたいていそれを無視している。

政府は職場の女性のために平等の権利を支持しているが、実際のところこれらの権利を保証してはいない。サラリーマン人口の 80 パーセントを抱える公共部門では、何らかの制定法により女性がある仕事に就くことまたはある時間帯に働くことが制限されている。例えば、一般に女性は午後 10 時から午前 6 時までの間は働くことができない。とはいえ、実際にはこの制限はたいてい無視されている（第 6.e 節参照）。女性の権利の進歩は都市部でますます顕著になっている一方、強力な伝統的規範により今でも仕事が性別で分けられ、女性は従属的な地位に置かれている。女性差別は農村地域において最も深刻で、ここでは女性は農業や子育ての仕事に回され、賃金労働の機会はほとんどない。慣習と伝統によって女性が土地などの財産を所有することは妨げられていることが多く、これらは平等な待遇を規定する法律に優先されうる。

ザンジバルにおける女性の全体的な状況は好ましいものではない。一般に女性は家庭の外で仕事を求めることを阻まれはしないが、この女性および本土の多くの地域の女性は、政府および裁判所が慣習法およびイスラム法に譲歩しているために財産の相続および所有の差別的制限を受けている。法律の規定により女性の特定の相続および財産の権利が定められている一方、慣習法、イスラム法、または制定法の適用は生活様式と男性世帯主の明確な意図によって決まる。今までのところ裁判所は主に農村地域の差別的相続請求を支持してきた。ザンジバル法に基づき、21 歳未満未婚女性で妊娠した者は 2 年間の懲役に処せられる。

一部の NGO は、特に性的嫌がらせ、性的および性差に基づく暴力、性的虐待などの女性の権利の問題についてカウンセリングおよび教育プログラムを提供している。

## 子供

児童福祉プログラムへの政府の出資はやはり極めて少なかった。児童福祉に取り組むために政府は孤児および放置された子供の福祉を向上するための UNICEF とその他の国際および地域組織との密接な協力をはじめとする建設的な努力をしてきている。1 歳未満の児童のための WHO プログラムによりタンザニアで重度のマラリアの件数が減少していると伝えられている。政府は WHO と協力してこのプログラムの運営にあたった。

法律は 7 歳から 15 歳までの義務教育を規定している。しかし、教育は本土でもザンジバルでも無償ではない。教科書、入学、制服にお金がかかり、その結果一部の子供たちは教育を受けられないでいる。議会は今年、無料の初等教育の提供を票決した。この法律は 2002 年 1 月に実施される予定となっていた。しかしながらこの需要を満たすには学校、教師、教科書およびその他の教材が不十分であった。薄給の教師が子供の入学にお金を要求したため学校に行けない子供たちもいた。小学校の中退率は 30~40 パーセントである。識字率はおよそ 70 パーセントであるが、男子は 80 パーセントであるのに対し、女子の識字率は 57 パーセントである。1990 年以降女子の学校への参加率は全体として増加しているが、女子の入学率は男子よりも低く、一般に学年が上がるごとに減少している。一部の地域では、たいてい親の命令による弟や妹の世話の必要、家事、早婚の結果、女子の参加は減少し続けた、妊娠した女子が産休後も教育を受け続けることを認める法律にもかかわらず、強制退学させる慣行が今でも実施されている。

FGM は主に中央地域で少女に行われている（第 5 節女性参照）。

ILO の出資による 1998 年の調査では、児童売春の増加が報告された（第 6.c 節参照）。法律は児童売春および児童ポルノを犯罪としている。性的搾取からの保護の最低年齢は 18 歳である。法律に基づき、18 歳未満の子供との性的交渉は、同意にかかわらずレイプとみなされる。しかし実際には法律は効力がない。なぜなら 14 歳の少女を性的交渉および結婚の目的で成人と見なす慣習があるからである。

児童労働は問題であり、児童の強制労働が行われたという報告があった（第 6.c、6.d 節参照）。

鉱山で、商業的農業で、家事労働者として、および他の企業で働くために児童が家族から離れて売買されたという報告が続いた。ILO と UNICEF は、他の町や村で家事労働者として働くために家を離れた子供たちは商業的な性的搾取を受ける場合が多いと伝えた。前年とは異なり、臨時所得の必要から両親または保護者により売春を強いられた子供に関する報告はなかった（第 6.f 参照）。

11月にブルンジ人反逆者がタンザニアの難民キャンプから107人の子供を誘拐した。しかし、一部の報告が示すところによれば、子供たちの親は子供たちは農園で働くと信じて連れて行かせた可能性もある。

## 障害者

政府は障害者が公共の建物、輸送機関または政府のサービスを利用できるようにすることを義務付けてはいない。障害者に対する公の差別はないが、実際のところ身体障害者は、進学、就職、その他の国のサービス提供の利用の点で身体的障壁のために事実上制限されている。政府は特別な施設やプログラムのためには限られた資金提供しかしていない。

## 宗教的少数派

一般に様々な宗教コミュニティの間には安定した関係があるが、イスラム教徒とキリスト教徒の間、およびイスラム教徒の穏健派と原理主義者の間にはそれぞれかなりの緊張がある。本土はキリスト教徒が60パーセントでイスラム教徒が40パーセントであるのに対し、ザンジバルは97パーセントがイスラム教徒である。都市部のイスラム教グループのいくつかは、政府の雇用および法の執行方法の点で認められる差別に敏感である。農村部のイスラム教グループは都市部のグループの関心を同程度共有しているようには思われない。

前年とは異なり、キリスト教コミュニティとイスラム教コミュニティのリーダーがグループ間の宗教的緊張を煽ったようだという報告はなかった。

世俗的なイスラム教徒とイスラム原理主義者の間の緊張が高まる兆しがあった。というのも、後者は前者が金銭その他の利益のために政府と結びついていると感じているからである。イスラム原理主義者は、政府はキリスト教の機関となっていると非難し、政権の座にあるイスラム教徒は保身にしか興味がないと非難している。彼らは、酒を飲み、キリスト教との女性と結婚する世俗的なイスラム教徒を厳しく批判した。また、うまくはいかなかったものの、国立学校制度にイスラム教の伝統服を導入しようとした(第2.c参照)。さら

に原理主義者グループは、イスラム教徒の候補者にのみ投票するよう支持者に勧めた。

諸宗派間宗教評議会は定期的に集まって、ザンジバルで起きた最近の暴行など相互の関心事項について話し合っている。評議会は、カトリック、プロテスタント、イスラムの代表者で構成されている。イスラム教の代表者は BAKWATA に所属している。都市部の何人かのイスラム教リーダーと都市部のイスラム教徒の大半は、BAKWATA は政府が置いた監視機関であると考えている。

#### 国家 / 人種 / 民族少数派

過去において、政府はバラバイグ族 (Barabaig) およびその他北部の遊牧民を差別した。これらの民族グループは、より近代的な生活様式を採用させ、大規模な政府の小麦農場に変えられた彼らの田園地帯への出入りを制限しようとした過去の政府の差別に対する補償を求め続けた。1994 年バラバイグ族の原告 6 人は、半官半民組織である国家食糧営団 (National Food Corporation) による立ち退きに異議を申し立て、バラバイグ部族のメンバー 750 人を含めて集団代表訴訟を起こした。1994 年、高等裁判所は原告のうち 3 人は自分たちの土地に戻る権利があると裁定し、彼らに 25 ドル (2 万シリング)、75 ドル (6 万シリング)、250 ドル (20 万シリング) の損害賠償金をそれぞれに与えた。しかし裁判所は、他の 3 人の原告は事件を証明していないと考え、補償を与えることを拒否した。裁判所は部族のメンバー 750 人の訴訟も彼らの告訴が正しい手続に従っていないとして拒否した。補償を得た 3 人の原告は補償が不十分だと主張してこの件を不服として上訴した。他の 3 人の原告と 750 人の部族メンバーも彼らの訴訟の拒否を不服として上訴した。上訴裁判は最初は 2 月に予定されていたが、5 月 8 日に始まった。6 月 1 日、アルシャ (Arusha) 高等裁判所はこの件を却下した。原告側はもう一度上訴するつもりだと述べたが、年末までには行われていなかった。

アジア人コミュニティは、多くのアフリカ人に好意的に思われていないが、過去 10 年で半減し、およそ 5 万人になった。アジア人を差別する法律も公式の政策もない。しかし、政府は市場志向の政策と民営化を非常に重視しているので、アジア人少数派の経済的役割に関する一般の関心が高まってきている。この結果、小規模な人民主義的野党は、民営化

がタンザニアのアフリカ人を犠牲にしてアジア人コミュニティの経済的優位を増すことのないようにするための「土着化」政策を要求することになった。

8月にモロゴロ地域のマンガエで、農民とマサイの牧畜民が衝突した。この事件で6人の農民が重傷を負った。植えられたモロコシを食べるのを止めさせようと農民が牛に攻撃した後、その農民は牧夫に棍棒で攻撃された。これらのグループの間の争いはキロサ（Kilosa）付近で今年始めに勃発したと言われている。7月27日、タリメ地区（タンザニア北西部）において Walyanchoka 一族と Waanchari 一族のメンバーの間で激しい衝突が起こった。報告によると、8月22日までに10人が死亡、4,000人が国境を越えてケニアに逃れた。

2000年、メセラニ（Mererani）地域で Sonja とマサイの民族グループの間の衝突があった時21人が殴り殺され、50人が怪我をした。全ての事件は経済的な動機によるものであると思われた。

## 第6節 労働者の権利

### a. 団結権

憲法および労働組合条例（Trade Union Ordinance）はどちらも労働者のための結社の自由を規定しており、政府は実際のところこの権利を尊重していた。労働者の権利は連合およびザンジバル政府によって別々に扱われている。連合政府は本土のための労働法を施行し、ザンジバル政府はザンジバル島とペンバ島に特定した法律を施行する。本土に適用される労働法は公共部門、民間部門のどちらの労働者にも適用されるが、広く「不可欠（essential）」であると定義付けられる労働者に対しては団結権を制限している。ザンジバルの労働法は民間部門の労働者にのみ適用される。

全体的に、労働組合に加入しているのはタンザニアの賃金労働者200万人のおよそ5~7パーセントだけである。登録労働組合は名目上産業および政府の労働者の半数を代表している。ILOによれば、労働組合に加入する労働者の数は減少した。なぜなら、労働者はもは

や組合が改革をもたらすものであるとは考えなかったからである。労働組合員は今年、主にインフォーマル部門の成長と組合は依然として役に立たないという一般的な感覚により減少した。組合の有効性を高めるため、2000年にタンザニア労働組合会議(Trade Union Congress of Tanzania)が設立された。不可欠なサービス労働者であると広く分類される人々を含め、全ての労働者は組合に参加することが認められている。しかし、不可欠な労働者はストライキをすることは認められていない。

2000年、労働組合法(Trade Union Act)は統括組織であるタンザニア労働組合同盟(TFTU:Tanzania Federation of Trade Unions)を廃止し、その11ある組合にそれぞれ別に労働組合登録機関に登録するよう命じた。労働組合法は、労働者が統括組織の会員資格を必要とせずに自発的に組合を結成することを認めた。11組合全てが2000年末までに登録を済ませた。年末までにタンザニアで活動している組合は、最も大きく最も活発な教員組合、保健医療従事者組合、およびその他の職業別グループを含めて合計で14であった。

労働組合登録機関には、登録機関に組合活動への介入を認めることにより結社の自由を制限する権限がある。法律は、労働組合を登録しない場合に莫大な罰金、懲役刑、またはその両方を課すことを許可している。登録機関は、1つの産業に複数の組合が存在する時どちらか規模の小さい方の登録を抹消することも許可されている。また、労働組合が法律または組合自身の規則に違反した場合にその活動を一時中止すること、治安の理由で6ヵ月間中止すること、特定の内部の組合手続が守られない場合に組合の国際労働組合提携を解消することができる。今年はこの権限は行使されなかった。

合法的なストライキ参加者への懲罰を禁じる法律はない。しかし労働者には、複雑で長引く調停および和解プロセスが、労働・青少年育成省(Ministry of Labor and Youth Development)から指示を受ける労働裁判所(Industrial Court)に最終的に至った後に限ってストライキをする法的権利がある。組合が労働裁判所の決定を不服とする場合、合法的ストライキを行うことができる。調停および和解プロセスは紛争を解決せずにそれを数ヶ月まで延ばすことがあり得る。2000年ILOは、ILO基準と整合させるために推奨される法律の変更のリストを連邦政府に提出したが、政府は年末までに措置を講じていなか

った。不満を抱いた労働者は労働裁判所で彼らの訴訟の解決を待つ間、即座の違法な山猫ストを実施した。一番最後の大きなストライキは 1998 年に起こった。地域 ILO 事務所は政府に他の基幹的な条約を批准するよう要請し続けた。2000 年政府は労働政策および労働法改正に関する特別委員会 ( Task Force on Labor Policy and Labor Law Reform ) をスタートさせた。この委員会は 2002 年初めに調査を完了し、調査結果を議会に提出する予定である。

#### b. 団結および団体交渉権

団体交渉は法律によって保護されているが公共部門には適用されない。政府は、政府および国営組織の職員の賃金を管理上設定するが、民営化と公共部門の雇用減少でこのような被雇用者は労働人口のおよそ 5 % に減少した。

TFTU の廃止 ( 第 6.a 節参照 ) により、組合は民間部門のメンバーを代表するタンザニア雇用者協会 ( Associatino of Tanzanian Employers ) と直接交渉する。団体協約は承認を求めて労働裁判所に提出されなければならないが、それらが政府の経済政策と一致しない場合には登録を拒否されることがある。ILO はこれらの規定は団体交渉および団結権 ( Collective Bargaining and the Right to Organize に関する ILO 98 号条約と一致しないと述べた。新たに登録された組合で、年末までに新しい団体協約を結んだところはなかった。

雇用安定法 ( Security of Employment Act ) は組合員に対する雇用者の差別的活動を禁止している。反組合的活動で有罪となった雇用者は法律に基づき労働者を復帰させるよう命じられる。Warioba 委員会 ( Warioba Commission ) は、その白書の中で、実際仕事から解雇された労働者が復帰するかどうか賄賂によって決定されることはよくあるということを確認した。ザンジバルの労働法は反組合的差別から組合員を保護していない。

本土には輸出加工区 ( EPZ ) はないが、ザンジバルには 3 つある。労働条件は他の分野と似ている。労働法の保護は EPZ 労働者に適用される。

#### c. 強制労働の禁止

憲法は強制労働を禁止しているが、特に児童による強制労働が行われたという報告があった。一部の農村地域では、村人は今でも村落コミュニティの庭や道路補修など小規模な建設計画で働くことを義務付けられている。

憲法は児童の強制または債務労働を特に禁止しておらず、それが行われたという報告が続いていた。ILO と UNICEF は、他の町や村で家事労働者として働くために家を離れた子供たちは商業的な性的搾取を受ける場合が多いと伝えた。鉱山で、商業的農業で、家事労働者として、および他の企業で働くために児童が売買されたという報告もあった。前年とは異なり、臨時所得の必要から両親または保護者により売春を強いられた子供に関する報告はなかった（第 5、6.f 参照）。

#### d. 児童労働慣行の状況と雇用最低年齢

政府は 14 歳未満の子供が都市部および農村地域の両方において正式な賃金部門で働くことを禁止しており、この禁止を強化している。しかしこの規定は自営農場で働くまたは家畜の番をする子供には適用されない。児童労働は依然問題であった。ILO の推定では、タンザニアの 18 歳未満の子供 1,210 万人のうち 340 万人は定期的に働いており、都市部では 10 人に 1 人が経済的活動しているのに比べると、農村地域では 3 人に 1 人となっている。承認された職業で契約による仕事の場合の最低年齢は 15 歳と定められている。12~15 歳の子供は日給または日払いベースで働くことができるが、親の許可が必要で、夜には保護者宅に戻らなければならない。

法律は若者が健康を害する職業および危険な職業またはその他の不適当な職業に就くことを禁止している。12~15 歳の若者は産業労働をすることができるが、若干の例外があるものの、午前 6 時から午後 6 時までに限られている。労働・社会福祉・青少年育成省 (Ministry of Labor and Social Welfare and Youth Development) は取締りに責任を有する。しかし、監察官の数が足りず状況を監視することができない。政府取締りの効果は民営化の増加に伴いさらに減少してきていると伝えられている。

およそ 3,000~5,000 人の子供がサイザル麻、紅茶、たばこ、コーヒーのプランテーションで季節的な仕事に従事している。プランテーションで働く子供は一般にそこで働く大人よりも、仕事は同等であっても、低い賃金をもらっている。サイザル麻およびたばこのプランテーションでの仕事は特に危険で子供には有害である。1,500~3,000 人の子供は規制されていない原石鉱山で働いている。少女は主に都市部の家庭で家事使用人として雇われる場合が多く、虐待されたり搾取されたりすることもある。インフォーマル部門では、子供は規制されていない出来高給製造業で働く親の手伝いをしている。子供は、鉱山業、家事、漁業、商業的農業、売春などの領域で働いている（第 5 節参照）。

労働・青少年育成省、統計局、情報サービス局（Department of Information Services）など、政府のいくつかの省庁には特別児童労働部門がある。政府は児童労働の特別禁止法を制定するため NGO と協力している。1999 年に政府は、国内法を国際条約に準拠させることを目的とした全国児童労働撲滅（National Child Labor Elimination）政策を起草した。1999 年 12 月、政府はこの法案について労働組織や NGO に意見を求めた。政府は ILO 児童労働撲滅国際プログラム（ILO's International Program on Elimination of Child Labor）と協力してこの問題に取り組むための国家行動計画を作成してきた。2000 年に児童労働撲滅プログラムを実施した。

政府は今年、最悪の形態の児童労働に関する ILO 182 号条約に批准した。

憲法は児童強制または債務労働を特に禁止しておらず、それが行われたという報告が続いた。ILO と UNICEF は、他の町や村で家事労働者として働くために家を離れた子供たちは商業的な性的搾取を受ける場合が多いと伝えた。また鉱山で、商業的農業で、家事労働者として、および他の企業で働くために児童が売買されたという報告もあった。前年とは異なり、臨時所得の必要から両親または保護者により売春を強いられた子供に関する報告はなかった（第 5 および 6.f 節参照）。

e. 容認可能な労働条件

フォーマル部門の雇用には法定最低賃金がある。法定最低賃金は 1 ヶ月当たりおよそ 38 ドル（3 万シリング）である。住宅手当、交通手当、食料助成金などの様々な手当がつく場合でさえ、最低賃金は労働者およびその家族がまずまずの標準的な生活をするのにも十分であるとはかぎらない。そのため労働者は身内の家族に頼ったり、副業を 2 つも 3 つも持たなければならない。最低賃金にもかかわらず、多くの労働者、特に小規模だが成長しているインフォーマル部門の労働者はもっと賃金が少ない。

基準となる法定週間労働時間はないが、政府の職員の場合、週 5 日 40 時間労働となっている。大部分の民間の雇用主は週 6 日 44-48 時間労働を維持している。一般に女性は午後 10 時から朝 6 時まで働くことができない。いくつかの法律は職場の安全を規制している。労働安全衛生工場監視システム（Occupational Health and Safety Factory Inspection System）が ILO の支援を受けて設置され、労働・社会福祉・青年育成省により管理されているが、この効果は限られている。労働基準はインフォーマル部門では実施されていない。

雇用サービス促進法（Employment Services Promotion Act）は、自営経営の機会を創出することにより雇用を促進するための施設の設立を規定し、政府が失業者のために信頼できる求人情報を収集できるようにし、他の機関および民間部門での雇用を実現しやすくする。ダルエスサラームの求職者の技能、経験、教育、その他の資格と雇用者側の資格要件とを合わせるために、職業安定センター（Labor Exchange Center）という施設が 8 月にオープンした。

労組役員は労働基準の実施はフォーマル部門では有効であると主張してきたが、確認調査は行われていない。労働者は、労働条件が労働省の衛生および環境基準に適合しなければ、組合を通じて雇用主を訴えることができる。このような苦情を申し立て勝利した労働者は報復を受けていない。しかし労働者には、仕事を失うことなく危険な状況から身を遠ざける権利はない。

#### f. 人身売買

法律は人身売買を禁止しておらず、鉱山で、商業的農業で、家事労働者として、および他の企業で働くために児童が家族から離れて売買されたという報告が続いた。ILO と UNICEF は、他の町や村で家事労働者として働くために家を離れた子供たちは商業的な性的搾取を受ける場合が多いと伝えた。前年とは異なり、臨時所得の必要から両親または保護者により売春を強いられた子供に関する報告はなかった。

11月にブルンジ人反逆者がタンザニアの難民キャンプから107人の子供を誘拐した。しかし、一部の報告が示すところによれば、子供たちの親は子供たちは農園で働くと信じて連れて行かせた可能性もある（第2.d節参照）。